

動物 α は、日本のある地域にのみ生息しているネコ科の動物であるが、警戒心が強く動きが俊敏であるため目撃例が非常に少なく、その生態には不明なところが多い。動物 α の研究者であるXは、いくつかの証拠から動物 α の生息域を絞り込み、その域内で動物 α に認識されずに撮影できるポイントを発見し、そこにカメラ等の機材を設置・固定して、撮影する角度も最適に調整した上で録画を開始し、その場を立ち去って50時間放置した。このようにして撮影された映像（以下、この50時間分の映像を「X映像1」という。）に、動物 α が鮮明に映っていた。Xは、X映像1に断続的に映っている動物 α の部分の合計約3時間分から、各30秒から2分程度の10個のシーンを抽出し、さらに、これらのシーンを時系列と異なる順番に配置して、15分の映像（以下「X映像2」という。）を作成した。

民放のテレビ局であるYは、動物 α についての番組（以下「Y番組1」という。）を作成し、放送した。Y番組1の一部として、Xの許諾を得てX映像2は放送された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

【設問1】

出版社のZは、ネコ科の動物についての図鑑を発行した。この図鑑は2種あり、一つは書籍単独（以下「Z図鑑1」という。）、もう一つはZ図鑑1に各種ネコ科の動物の映像が収録されたDVD（以下「Z・DVD」という。）が付属しているもの（以下「Z図鑑2」という。）である。Z図鑑1は全部で250ページから成り、うち2ページにおいて動物αの画像5枚（以下「Z画像」という。）が掲載されている。Z・DVDには各15分程度の映像作品が5つ収録されており、そのうちのひとつとして、動物αの映っている映像（以下「Z映像」という。）がある。Z画像とZ映像は、放送されたY番組1を録画したものから、Z画像についてはX映像2の一部を抜き出して、Z映像についてはX映像2の全部を抜き出して、それぞれ作成されたものである。XはZに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Xは、X映像2を自らの著作物として主張している。Xがこのような主張をすることには、X映像1を自らの著作物として主張する場合と比較して、Xにとってどのような利点があるかについて論じなさい。
- (2) XがZに対して、その著作権に基づいてなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。(1)の解答を踏まえ、その請求の妥当性についても論じなさい。

【設問2】

Yは、Y番組1とは別の番組（以下「Y番組2」という。）において、X映像2を使用することを企画したが、Xの許諾が得られなかったため、将来的に同種の番組を作成する際に使用することも視野に入れて、X映像2と同様の映像を自ら作成することとした。このため、Yのスタッフは、X映像1の撮影場所を特定し、その場所にX映像1と同様の範囲が映るようにカメラ等の機材の位置と角度を調整して設置・固定し、50時間放置して撮影を実行した。さらに同スタッフは、撮影された映像の中から、動物αがX映像2で見られたのと似た動きをしている10個のシーンを抽出し、これらをX映像2で見られたのと同じ順番になるように配置した15分の映像（以下「Y映像」という。）を作成した。その後、Y映像はY番組2の一部として放送された。Y番組2の終了間際に出されるテロップには、Xの氏名が「協力者」として表示されていた（この部分以外に、Y番組2においてXの氏名が表示される部分は存在しない。）。XはYに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Yにより侵害された著作権法上の権利として、どのような権利をXが主張すべきかについて論じなさい。
- (2) (1)で解答した権利に基づいて、XがYに対してなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。その請求の妥当性についても論じなさい。

【設問3】

Y番組1の放送後、視聴者から、Y番組1中のX映像2を見た飼い犬が急に激しく吠え立て始め、X映像2を見ている間それがやまなかったという多数の報告がYに寄せられた。X映像2を見た犬の反応の映像が視聴者の笑いを誘うものになるかもしれないと考えたYは、バラエティ番組の企画として、次のような実験（以下「Y実験」という。）を行うこととした。Y実験は、タブレットにX映像2を記録し、そのタブレットを持ったYのスタッフが、街で犬を散歩させている飼い主に声掛けして、承諾を得られた場合、その犬に、タブレットに記録されたX映像2を再生して見せる、というものである。Yは、Y実験が犬に映像を見せるために行うものであることから、Y実験に際してX映像2をタブレットに記録することや、それに記録した映像を再生することが著作権侵害に問われることはないと判断したため、Y実験に関してXに許諾を求めることはしなかった。

YがY実験を実施したところ、承諾を得られた飼い主が20名いたため、20匹の飼い犬にX映像2の全てを見せた。Y実験の完了直後に、実験に用いたタブレットに記録されたX映像2はYにより削除された。

Y実験が行われたことを知り、この企画をくだらないものと思い立腹したXは、Yに対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。

- (1) Yはどのような根拠に基づいて下線部のような判断をしたと考えられるか。簡潔に答えなさい。
- (2) Y実験においてYのスタッフは、各飼い主に対して事前に実験の趣旨を説明した際、飼い主が映像を見る必要はない旨伝達していたが、珍しい動物αに興味を持った飼い主3名がX映像2の全てを見ていた。この場合に、YがXの著作権を侵害したと言えるか。(1)の解答を踏まえ、論じなさい。

【設問1（1）】

- Xは、撮影ポイントと撮影角度を選択した点で、X映像1に映画の著作物としての創作性があると主張することが考えられる。しかしながら、これらの選択は動物 α を撮影するために必要な技術的工夫に過ぎない（著作者の個性を発揮する選択の余地がなかった）。
- 編集著作物（12条1項）であるX映像2を著作物として主張することにより、シーンの選択とその配列を創作性の根拠として主張できる利点がある。

【設問1（2）】

- Xは、Zに対し、Z図鑑1について、譲渡権侵害に基づき、損害賠償請求（民法709条）、販売差止請求（112条1項）及び在庫廃棄請求（112条2項）を請求し得る。
- X映像を構成する静止画像の創作性は認められない。仮に創作性が認められても、引用利用の抗弁（32条2項）が成立すると考える。したがって、上記の請求は認められないと考える。

- Xは、Zに対し、Z図鑑2について、頒布権侵害に基づき、損害賠償請求（民法709条）、販売差止請求（112条1項）及び在庫廃棄請求（112条2項）を請求し得る。
- シーンを選択とその配列のいずれにもXの個性が表れているため、X映像2は保護される編集著作物である。
- 映画が編集著作物としてのみ創作性が認められる場合、その創作性は視覚的又は視聴覚的效果と一体化していることから、当該映画は映画の著作物として保護され、譲渡権ではなく、頒布権が発生すると考える。
- Z図鑑2全体の販売差止及び廃棄の請求は、過大な請求であり、権利の濫用に該当する。そこで、Z・DVDからX画像2を削除する限りで販売差止請求が認められ、Z・DVDを廃棄する限りで廃棄請求が認められると考える。

【設問2（1）】

- ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決が示した複製の要件のうち①依拠性と②本質的特徴の維持（本質的特徴が直接感得されること）は、著作権侵害・著作者人格権の一般的要件であると考えられる。
- Y映像は、X映像2を模倣して制作された作品であり、X映像2の本質的特徴であるシーンの選択とその配列を維持している。したがって、Y映像は、依拠性の要件と本質的特徴維持の要件を充足する。
- Xは、Y映像の無断放映について、公衆送信権侵害を主張すべきである。
- また、Xは、Xの氏名が著者ではなく協力者と表示されたことについて、氏名表示権侵害を主張すべきである。

【設問2（2）】

- 公衆送信権侵害及び氏名表示権侵害に基づき、損害賠償請求（民法709条）、放送禁止の予防請求（112条1項）、及びY画像データの廃棄（112条2項）を請求し得る。
- 放送禁止の予防請求について、Y画像は将来的に同種の番組を作成する際に使用することを視野に入れて作成されたものであるから、再放送の可能性、すなわち112条1項の「侵害するおそれ」は認められると考える。
- 氏名表示権侵害に基づき名誉回復措置請求（115条）を請求し得る。具体的には、Y映像の著作者がXであることを公表する請求をすることが考えられる。
- ◆ 棄損されたXの名誉・声望を回復するために当該公表措置をとる必要性があるか（当該公表措置が「著作者であることを確保するために適当な措置か?）が問題になる。
- 名誉回復措置請求の対象である名誉・声望の棄損は、著者の主観的感情に基づくものではなく、社会的な評価を低下させるものでなければならない（最高裁昭和61年5月30日判決）。
- Y映像が僅か15分の短編であることから、Xの名誉・声望が棄損された程度は低く、当該公表措置をとる必要性は認められないと考える。

【設問3（1）】

- 著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合（30条の4）に該当するので、30条の4により、タブレットに複製することも、不特定の者に向け上映することも免責されると判断したと考えられる。

【設問3（2）】

- 仮にYが意図的に3人にX画像2を見せたとしても、特定かつ少数の者に対する上映であり、「公に」向けられていないことから、上映権侵害は成立しない。
- Yが意図的に3人にX画像2を見せたのであれば、著作物に表現された思想又は感情を他人に享受させる目的で利用したので、49条1項2号により、タブレットへの複製は複製権侵害に転じる。